

長崎県公立大学法人職員の通勤手当の支給に関する細則

平成17年4月1日
細則第4号

改正 平成19年3月28日細則第3号
改正 平成19年12月11日細則第7号
改正 令和7年3月28日細則第7号

(目的)

第1条 この細則は、長崎県公立大学法人職員賃金規程（平成17年規程第11号。以下「賃金規程」という。）の規定に基づき、通勤手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 賃金規程第13条及びこの細則に規定する「通勤」とは、職員が職務のため、その者の住居と勤務場所との間を往復することをいう。

2 賃金規程第13条に規定する徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離及び第9条に規定する自動車等を使用する距離は、一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。

(届出)

第3条 職員は、新たに賃金規程第13条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、理事長が定める様式の通勤届により、その通勤の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。同項の職員が次の各号の一に該当する場合についても同様とする。

- (1) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する 運賃等の額に変更があった場合
- (2) 第16条の2第1号又は第2号の職員たる要件を欠くに至った場合

一部改正 [令和7年細則第7号]

(確認及び決定)

第4条 理事長は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示又は第16条の2第1号若しくは第2号の職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出を求める等の方法により確認し、その者が賃金規程第13条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を通勤届の確認及び決定欄に記載するものとする。

一部改正 [令和7年細則第7号]

(支給範囲の特例)

第5条 賃金規程第13条第1項各号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、次の各号の一に該当する職員で交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものとする。

- (1) 住居が離島等にある職員
- (2) 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）別表に掲げる程度の身体障害のため歩行することが著しく困難な職員

(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第6条 普通交通機関等（賃金規程第13条第3項に規定する新幹線鉄道等（以下「新幹線鉄道等」という。）以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により

算出するものとする。

一部改正 [令和 7 年細則第 7 号]

第 7 条 前条の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、長崎県公立大学法人職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（平成17年規程第14号）第 2 条から第 4 条及び第 7 条条に規定による正規の勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難い場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

第 8 条 賃金規程第13条第 2 項第 1 号に規定する運賃等相当額（次項及び第10条第 2 号において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等通用期間 6 か月の定期券の価額（通用期間 6 か月の定期券が発行されていない普通交通機関等にあつては、通用期間 3 か月の定期券の価額に 2 を乗じて得た額）。ただし、通用期間 6 か月の定期券及び通用期間 3 か月の定期券が発行されていない普通交通機関等にあつては、通用期間 1 か月の定期券の価額

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額

(3) 理事長が別に定める普通交通機関等 理事長の定める額

2 前条ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの普通交通機関等について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

一部改正 [令和 7 年細則第 7 号]

（自動車等使用者についての特例）

第 9 条 賃金規程附則第 1 項に規定する職員の通勤距離の区分に応じ、理事長が別に定める額は、次の各号に掲げる額とする。

- | | |
|---|-------------|
| (1) 自動車等を使用する距離が片道 5 キロメートル未満 | 2,400 円 |
| (2) 自動車等を使用する距離が片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満 | 5,700 円 |
| (3) 自動車等を使用する距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満 | 9,100 円 |
| (4) 自動車等を使用する距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満 | 1 万 2,300 円 |
| (5) 自動車等を使用する距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満 | 1 万 5,700 円 |
| (6) 自動車等を使用する距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満 | 1 万 8,900 円 |
| (7) 自動車等を使用する距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満 | 2 万 2,000 円 |
| (8) 自動車等を使用する距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満 | 2 万 5,000 円 |
| (9) 自動車等を使用する距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満 | 2 万 7,600 円 |
| (10) 自動車等を使用する距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満 | 2 万 9,300 円 |
| (11) 自動車等を使用する距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満 | 3 万 2,100 円 |
| (12) 自動車等を使用する距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満 | 3 万 4,300 円 |
| (13) 自動車等を使用する距離が片道 60 キロメートル以上 65 キロメートル未満 | 3 万 7,300 円 |
| (14) 自動車等を使用する距離が片道 65 キロメートル以上 70 キロメートル未満 | 4 万 300 円 |
| (15) 自動車等を使用する距離が片道 70 キロメートル以上 75 キロメートル未満 | 4 万 3,200 円 |
| (16) 自動車等を使用する距離が片道 75 キロメートル以上 | 4 万 5,000 円 |

一部改正 [平成19年細則第3号、第7号]

(併用者の区分及び支給額)

第10条 賃金規程第13条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 賃金規程第13条第1項第3号に掲げる職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等を使用する距離が片道2キロメートル以上である職員及びその距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第2項第1号及び前条各号に定める額
- (2) 賃金規程第13条第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関が2以上ある場合においては、その合計額。以下、「1か月当たりの運賃等相当額等」という。）が前条各号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同項第1号に定める額
- (3) 賃金規程第13条第1項第3号に掲げる職員のうち、1か月当たりの運賃等相当額等が前条各号に定める額未満である職員（第1号に掲げる職員を除く。） 前条各号に定める額

一部改正 [令和7年細則第7号]

(交通の用具)

第11条 賃金規程第13条第1項第2号に規定する交通の用具は、次の各号に掲げるものとする。ただし、法人の所有に属するものを除く。

- (1) 自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具
- (2) 自転車及び舟艇。ただし、原動機付のものを除く。

(通勤の実情に変更を生ずる職員)

第12条 賃金規程第13条第3項の理事長が別に定める職員は、通勤の実情に変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが理事長の定める基準に照らして困難であると認められるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする。

一部改正 [令和7年細則第7号]

(異動等の直前の住居に相当する住居)

第13条 賃金規程第13条第3項の理事長が別に定める住居は、勤務地を異にする異動の日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

- (1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居
- (2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア 賃金規程第13条第3項本文に規定する直前の住居から通勤する場合における利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60kmの範囲内にある場合における当該転居後の住居

- (3) 前2号に掲げる住居のほか、理事長がこれらに準ずる住居であると認めるもの

一部改正 [令和7年細則第7号]

(新幹線鉄道等の利用の基準)

第14条 削除

削除〔令和7年細則第7号〕

（新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第15条 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第7条の規定は、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第8条（第1項第3号を除く。）の規定は、賃金規程第13条第3項第1号に規定する特別料金等相当額（第18条第3項において「特別料金相当額等」という。）の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号及び第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

一部改正〔令和7年細則第7号〕

（給料表の適用の直前の住居に相当する住居）

第15条の2 賃金規程第13条第4項の理事長が別に定める住居は、給料表の適用を受ける職員となった日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

(1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア 賃金規程第13条第4項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの

追加〔令和7年細則第7号〕

（権衡職員の範囲）

第16条 賃金規程第13条第4項の任用の事情を考慮して理事長が別に定める職員は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする公署に在勤することとなった者で、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが理事長の定める基準に照らして困難であると認められるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする。

一部改正〔令和7年細則第7号〕

第16条の2 賃金規程第13条第4項の同条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員は、次に掲げる職員（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする。

(1) 職員又は配偶者の勤務地を異にする異動（配偶者が職員でない場合にあつては、これらに相当するものを含む。）に伴い、配偶者と同居して満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利

用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上であり、かつ、当該子の養育を行っているものに限る。）

- (2) 職員又は配偶者の父母（介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該父母の住居又はその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上であり、かつ、当該父母の介護を行っているものに限る。）
- (3) その他賃金規程第13条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員

一部改正〔令和7年細則第7号〕

（支給の始期及び終期）

第17条 通勤手当の支給は、職員に新たに賃金規程第13条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 通勤手当は、これを受けている職員のその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

（支給日等）

第18条 通勤手当は、支給単位期間（第3項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下この条及び第22条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の給料の支給日に支給する。ただし、給料の支給日までこの手当に係る事実が確認できない場合等で、その日において支給することができないときは、その日後において支給することができるものとする。

- 2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。
- 3 賃金規程第13条第6項の理事長が別に定める通勤手当は、1か月当たり運賃等相当額（第10条第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、賃金規程第13条第2項第2号に定める額（第10条第2号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第18条の2第2項において、「1か月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、賃金規程第13条第8項の理事長が別に定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

一部改正〔令和7年細則第7号〕

（返納の事由及び額等）

第19条 賃金規程第13条第5項の理事長が別に定める事由は、通勤手当（1か月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1) 離職し、若しくは死亡した場合又は賃金規程第13条第1項の職員たる要件を欠くに至った場合
 - (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
 - (3) 月の中途において長崎県公立大学法人職員就業規則（平成17年規則第5号。以下「就業規則」という。）第17条の規定により休職にされ、長崎県公立大学法人職員の育児休業等規程（平成17年規程第15号。以下「育児休業等規程」という。）第3条第1項の規定により育児休業をし、又は就業規則第47条第4項に規定する停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき
 - (4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合
- 2 賃金規程第13条第7項の理事長が別に定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 1か月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改定後に1か月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等及び新幹線鉄道等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、理事長の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）(2) 1か月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (2) 1か月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えていた場合 15万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額並びに人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）
- 3 賃金規程第13条第7項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、事由発生月の翌月以降に支給される給与から返納に係る通勤手当の額を差し引くことができる。

一部改正 [令和7年細則第7号]

（支給単位期間）

第20条 賃金規程第13条第6項に規定する理事長が別に定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 当該普通交通機関等又は新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間が3か月又は6か月のものにあつては、4月1日及び10月1日を基準とした6か月の期間（4月1日又は10月1日以降に通勤を開始する場合又は通勤方法等を変更する場合にあつては、当該期間の範囲内で発行されている定期券の通用期間のうち最も長いものと組み合わせた期間。）ただし、当該普通交通機関等又は新幹線鉄道等において発行されている最も長い定期券の通用期間が1か月のものにあつては1か月の期間とする。なお、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等に係る通用期間に相当する期間（通用期間が6か月の定期券が発行されていない場合にあつては、通用期間3か月の定期券の通用期間に2を乗じた6か月の期間）とする。
 - (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等、新幹線鉄道等又は第8条第1項第3号の理事長が別に定める普通交通機関等 1か月
- 2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、就業規則第23条の規定による退職その他の離職をすること、長期間

の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他理事長が別に定める事由が生ずることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

（通勤手当の支給を開始する月）

第21条 月の中途において就業規則第17条の規定により休職にされ、育児休業等規程第3条の規定により育児休業をし、又は就業規則第47条に規定する停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、通勤手当は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあってはその日の属する月）から開始する。

2 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合（前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。）には、通勤手当は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

（支給できない場合）

第22条 賃金規程第13条第1項の職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができない。

（事後の確認）

第23条 理事長は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が賃金規程第13条第1項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提出を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

（補則）

第24条 この細則の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日細則第3号）

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月11日細則第7号）

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月28日細則第7号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置）

第2条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き職員（長崎県公立大学法人職員賃金規程の一部を改正する規程（令和7年規程第5号）の規定による改正前の長崎県公立大学法人職員賃金規程（以下この項において「改正前の賃金規程」という。）第13条第2項第1号に規定する1か月当たりの運賃等相当額（この細則による改正前の長崎県公立大学法人職員の通勤手当の支給に関する細則（以下この項において「改正前の通勤手当支給細則」という。）第10条第3号に掲げる職員に係るものを除き、2以上の普通交通機関等（改正前の通勤手当支給細則第6条に規定する普通交通機関等をいう。第1号において同じ。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下この条において

「改正前の1か月当たりの運賃等相当額」という。)、同項第2号に規定する額(改正前の通勤手当支給細則第10条第2号に掲げる職員に係るものを除く。以下この条において「改正前の自動車等利用に係る額」という。)及び改正前の賃金規程第13条第3項第1号に規定する特別料金等の額をその支給単位期間(同条第6項に規定する支給単位期間をいう。次項において同じ。)の月数で除して得た額(2以上の新幹線鉄道等(同条第3項に規定する新幹線鉄道等をいう。)を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。次項第2号において「改正前の1か月当たりの特別料金等相当額」という。)の合計額が15万円を超えている職員を除く。)に支給されている通勤手当のうち次の各号に掲げるもの(施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等(改正前の通勤手当支給細則第18条第1項に規定する支給単位期間等をいう。)に係るものに限る。)については、なお従前の例による。

(1) 普通交通機関等及び改正前の賃金規程第13条第1項第2号に規定する自動車等に係る通勤手当(改正前の1か月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が5万5,000円を超える場合のものに限る。)

(2) 改正前の賃金規程第13条第3項第1号に規定する新幹線鉄道等に係る通勤手当

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、各月における当該各号に定める額(1円未満の端数がある場合にあってはその端数を切り捨てた額とし、当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあっては当該各号に定める額の合計額とする。)を、支給単位期間を1か月とする通勤手当として支給する。

(権衡職員等に関する経過措置)

第3条 この規則による改正後の長崎県公立大学法人職員の通勤手当の支給に関する細則(次条及び附則第5条において「改正後の通勤手当支給細則」という。)第15条の2の規定は、施行日以後にされた転居について適用する。

第4条 改正後の通勤手当支給細則第16条規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

第5条 改正後の通勤手当支給細則第16条の2第1号及び第2号の規定は、施行日前にこれらの号に掲げる職員となった者(これらの号に規定する当該日以降の転居をしたものを除く。)にも適用する。